

昭和恐慌期の失業問題と山口正——『失業の研究』を中心に

吉 村 智 博

I 問題の所在

大阪市社会部（一九二〇年四月創設）の第二代部長を務めた山口正について、さきの拙稿「大阪市社会部と山口正——『社会事業研究』を中心に」¹⁾（以下、前稿）では、山口の社会事業論の総体を中心に、多様な論攷や市会での答弁から明らかになった論理と認識を検証し、その歴史的意義を論じた。すなわち、共同体（ゲマインデ）の解体によって惹起する階級分化（単純には資本家と労働者への分化あるいは生産活動における労働の疎外）とそれにもなう労働者階級の社会的連帯（労働運動に代表される階級闘争）を警戒するあまり（それは労働運動や社会主義的な動きを警戒した關一市長も同じで、その影響も大きくうけており）²⁾、差別を再生産してきた共同体の再生を自身の社会政策論の最重要課題として位置づけていることが明確になった。

つまり山口は、F・テンニエスに代表されるいわゆる近代化論を論理的に承認しつつも、近代化がもたらす階級的諸問題を共同体関係へと遡及して解決しようとする反近代的な思想的立場にあった。「シカゴ学派」³⁾の影響をうけていると推察される近代的手法（社会調査）の泰斗であった山口でさえも、近代化によって惹起する社会問題への

対応を、共同体的紐帯の回復によって実行する方法を模索せざるを得ないという論理的矛盾を内包していたのである。その点を前提として前稿では、昭和恐慌期における山口の社会事業論の検討を課題として挙げておいた。

本稿は前稿の論点と課題をうけ、山口の思想に関する既往の学説においても未だ十分に解明されていない昭和恐慌期の失業問題をめぐる思考を究明することを目的としている。具体的には、大著『失業の研究』の主たる論点を整理するとともに、失業問題への山口の論理総体を再検証するために、当該期の失業状況、農山漁村経済更生運動論などを参照しつつ立論する。おもな検討対象は、概ね一九三五年までの時期に執筆された論攷や記録された答弁であるが、三六年三月発足の広田弘毅内閣（一九三二年五月発足の斎藤実内閣以降も承継される「挙国一致内閣」）から総力戦体制にいたる時期を展望するために、若干の時期および論点の拡張をおこないたい。

なお、本稿の論点を析出するための山口の思想に関する研究史整理については、すでに前稿でおこなったので、ここでは繰り返さない。

Ⅱ 失業問題への視座——『失業の研究』の論理と認識

1 一般的問題

『社会事業研究』に継ぐ大著である『失業の研究』^①において、山口は、失業の意義および範囲について、資本主義・社会主義などいずれの社会構成体においても失業は存在するとの前提に立って、失業は「労働の能力」「労働の意思」「労働の機会」などの要素が欠如することによって生起するとした。そして失業の本質はあくまでも社会的な

問題であり、産業組織、労働市場、政治経済の諸問題と密接に関連しており、決して個人的な問題ではないことを強調する。

そのうえで、失業の原因について、主要な学説（林癸未夫、ウィリアム・ヴィバレッジなど）を検討した結果、「構造的失業」論による失業の分類が最も妥当だとする。つまり、①主観的失業（「肉体的・精神的・道徳的な無力」および「一般的・労働条件的な忌避」と）、②客観的失業（「労働市場の不完全な統制」および「相対的・絶対的な労働市場不足」）を考慮せねばならないと説く。⁵⁾

「社会的な問題」として失業を捕捉する山口にとって、失業統計の調査は重要な問題であり、主要な調査方法として、①国家などがセンサス（悉皆調査）によっておこなう直接的方法による静態統計と、②間接的方法による動態統計とを挙げている。ただし、①は、国勢調査や職業調査に付帯したもので、一時的・補正必要という点で難あるとする。②は、強制失業保険統計、任意失業保険統計、労働組合統計、職業紹介所統計などで具体性はあるが、被調査者の範囲、失業の定義、労働意思の有無、季節・日傭労働者の調査方法、女子の調査、自宅工業、農業労働の調査、調査の技術の諸点で難があるとす。ゆえに、センサスによる失業統計調査を国勢調査に付帯しておこなう必要性があり、内務省社会局が早期に、失業者推定方法を確立し現行の調査を改善すべきだと提唱する。

山口が調査を急ぐのは、表1にみるような、当該期の失業者の増加であり、表2にみるように大阪市においてもそれは例外ではなかったからである。⁶⁾ 当該期、とりわけ日傭労働者（本稿では資料用語として「傭」を用いる）の失業率は他に比べて高く（表1）、また、被解雇者数も東成区、港区、西成区といった、日傭労働者（港湾・土木など）あるいは朝鮮人労働者の多く居住する地区で高くなっている（表2）。

【表1】1929～35年の失業者数

単位：人（％）

	1929.12.1	1931.9.1	1933.12.1	1935.12.1
調査人口総数	6,941,937	7,077,778	7,410,124	7,778,000
失業者総数 (率)	315,269 (4.54)	425,526 (6.01)	378,921 (5.11)	351,469 (4.52)
俸給生活者数	1,643,873	1,656,292	1,720,993	1,787,012
失業者数 (率)	63,419 (3.86)	74,091 (4.47)	69,003 (4.01)	68,176 (3.82)
一般労働者数	3,725,365	3,761,974	3,899,375	4,174,890
失業者数 (率)	131,100 (3.52)	187,067 (4.97)	126,567 (3.25)	113,605 (2.72)
日傭労働者数	1,574,699	1,657,511	1,789,756	1,816,098
失業者数 (率)	120,759 (7.67)	164,368 (9.92)	183,351 (10.24)	169,688 (9.34)

典拠 大原社会問題研究所『日本労働年鑑』（各年次版）

金澤誠一「日傭・自由労働者・職人の労働と生活」をもとに作成

【表2】大阪市内各区の職種別解雇人数（1933年）

単位：人（％）

	西成	港	東淀川	住吉	東成	北	その他	総計
登録労働者	919 (15.0)	892 (14.6)	554 (9.1)	762 (12.4)	1,431 (23.4)	354 (6.0)	1,196 (19.5)	6,108 (100)
知識階級 被解雇者	35 (6.4)	88 (16.0)	53 (9.6)	61 (11.1)	94 (17.1)	58 (10.5)	161 (29.3)	550 (100)
工場労働 被解雇者	283 (11.7)	509 (21.2)	164 (6.9)	195 (8.1)	235 (9.7)	264 (11.4)	740 (31.0)	2,390 (100)
交通労働 被解雇者	22 (4.4)	138 (26.5)	48 (9.2)	65 (12.5)	42 (8.2)	42 (8.2)	163 (31.0)	520 (100)

典拠 大阪市社会部調査課『失業者生活状態の調査報告（社会部報告No.169）』1933をもとに作成
備考 ① いずれも日本人および朝鮮人の合計数値（「知識階級」のみ「既登録」「登録希望」

の合計値）

② 失業者の多い上位6区（順不同）を抽出し、その他の区は一括りにした（「交通労働」は「交通」「通信」の合計値）。

③ 本調査は、予備調査（1932年10月10～21日）をふまえて、第1次（10月22日～12月3日）・第2次（12月6～27日）の2回実施。上記表は、第1次分のみ集計。

④ すでに20年代には、大阪市社会部調査課『失業してから』1923（ただし印刷に付されず、通巻で換算すると「労働調査報告No.23」）および同『日傭労働者問題（社会部報告No.26）』1924、大阪府社会課『失業調査』1924が刊行されている。

2 形態・構成・対策

山口によると、こうした失業の類型には、①全部失業（完全失業状態）、②一部失業（休業保障の有無にかかわらず一部休業状態）、③構成的失業（景気変動に関わらない慢性的失業状態、つまり「産業予備軍」）、④見えざる失業（統計上は顕現化しない実質的失業状態）、⑤その他に三つの型、すなわち合理的失業（機械化・集約化によって発生する失業状態）、混沌失業（生産と消費の均衡状態破壊で発生する失業状態）、景氣的失業（不景気や恐慌によって発生する失業状態）、の五類型がある。

なかでも、③の構成的失業については、機械化が及ぼす労働力市場への影響が非常に大きく、「労働の交替」が生起することが要因であるという（引用箇所末の頁数は同書の当該箇所にあたる）。

機械の採用による資本の有機的組成の高度化と飛躍的な継続的な資本の蓄積及び生産物量の増大の不可化または困難化との両事実の交錯が、現在の固定的失業の根本的原因……労働の機械化はその過程自身についていへば失業を生むべき傾向になるけれども、それによる失業は所謂交替的失業〔熟練職工〕から「特殊な機械装置を正確に装備調整し、技術の進歩に順応して頭を動かし得る高級の小数の職工」への交替―引用者註〕である点に注意しなければならない。……数の減少と同時に質の交替を伴ふことを原則とする。これ実に労働の機械化による失業が、他の原因による失業に対して有する特色である。（八三頁）

さらに、それに関連して「熟練の排除」が進行する点にも要因があるという。

熟練労働者が単に失業するのでなく自己の取得した技能を以て再び就職する機会を著しく制限され、又は時間的に且つ空間的に断絶されるといふことは、失業中最も重要性を有する事象である。……機械化は究極的に於ては恐らく失業を生ぜしめない。否却つて反対の現象をさへ惹起せしめるであらうが、併しそれが少量なが

らも決して絶ゆることのない若干量の失業も惹起せしめる重要な原因の一つであることは、大体に於て疑いのないところである。(八九頁)

もとよりこうした主要な二つの要因は、「補償説」(技術の進歩＝機械化は、一方で、原料需要の増大や消費の増大によって、新たな労働力を必要とすることで労働力市場に補償的作用を及ぼすという学説)も存在するが、この学説とても構成的失業の存在は原理的に認めざるを得ないのだという。結局のところ、構成的失業への対策としては「職業転換のための再教育と産業の進化に適應する新労働教育と職業紹介機関の完備」(一〇一頁)が急務であると結論付ける。

いづれにせよ、山口にとつて、具体的な失業対策は喫緊の課題であり、失業の結果として生起する個人の生活・家族への影響、すなわち、経済面での生活苦・貧窮化など、精神面での憂鬱・自信喪失・焦燥・苛立ちなどを早期に解消せねばならないと考えている。ましてそれが国家や社会の経済的側面、たとえば恐慌の再生産や、精神的側面、たとえば結核・労働忌避・放浪・犯罪などへと転換する事態はどうしても防衛せねばならないことであつた。

そのため、対策要綱として、①恒久的失業対策なものとして、国家・公共団体・公益団体・私人が実施する国営の強制保険、共済組合・労働組合の失業給付金への補助、解雇手当制度、相互共済制度、感化教育のための手芸場、食糧補給施設、救貧法による救恤などを挙げている。その一方で労働者間の互助機能として、任意の失業保険、共済組合や労働組合の失業給付金なども存在するとする。こうした対策が長期的な展望であるならば、さしあたり、②応急的失業対策として、官公営事業の調節、失業応急事業(土木・水道関連)、職業輔導授職・授産施設、労働者使備労働法などが有効であると説く。

山口のこうした具体的対策案は、農山漁村経済更生運動においても導入された要素が多いが、市政としては、「無

宿者」「窮民」の保護として、具体策が打ち出されていく。

Ⅲ 「無宿者」「窮民」への事業——大阪市会での答弁

大阪市社会部が、昭和恐慌に際してまとめた報告書は図の通りであるが、部長である山口もまた、大阪市会で再三にわたって、失業と困窮の問題についての答弁にあたっている。

一九三二（昭和六）年二月一二日の本会議で、「無宿者保護施設ノ件」（原案通り可決）をめぐる山口常治郎議員には次のように答えている。⁸⁾

市ト致シマシテハ国ノ政策ニ従ヒマシテ十二分ニ失業者ノ保護ニ努メタイ、斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマス、然ラバ大阪市而已ガヤル仕事ガナイカト云フコトニモ考ヘ及ブノデアリマスガ、今日ノ如ク全般的ノ失業救済ニナリマスと云フト、大阪市而已ヲ以テ格別ノ失業対策ヲ講ズルコトモ甚ダ困難ナルコトカト信ズル次第デアリマス、併ナガラ極メテ深刻ナル現状ト云フモノハ忽諸ニ附ス可サルモノデアリマシテ、私共ト致シマシテハ能ク時代ノ進展ヲ観察シ今後共失業者ノ保護ニ善処致シタイト信ズル次第デアリマス

「失業者ノ保護」に善処するのは当然という立場である。

図 昭和恐慌期の失業に関する社会部報告（1931～33年）

1931年	『大阪の新聞売子（№126）』 『常時失業者とその率（№145）』
1932年	『失業者の推定について（№154）』 『大阪市の失業保護施設（№155）』 『登録日傭労働者の就労状況調査（№161）』 『失業と成人教育（№162）』
1933年	『失業の原因とその対策（№164）』 『失業者生活状態の調査報告（№169）』 『大阪市失業者生活状態調査（№170）』

また、同年一月二日の本会議において、「窮民救助規程及棄児養育補助規程廃止ノ件」（原案通り可決）をめぐる沼田嘉一郎議員（内容・救護法下でもさらなる窮民救助に予算を投じるのか否かを市長に質問）への答弁では、次のように述べている。⁹⁾

救護法ノ施行ニ依リマシテ新ニ救護致スコトニ致シマス、従来窮民救助規程ニ依リマシテ負担致シテ居リマシタ地方ノ負担ト今回救護法ニ依リマシテ市ガ負担スベキ金額ノ間ニ多少ノ差額ガ生ズル、即チ市ノ分担額ガ計算アル場合ハ大抵推定サレルノデアリマス^(査定カ)

救護法¹⁰⁾の施行にあたって、差額として市の分担金があつてもそれを支出する姿勢でいる。

さらに、一九三二（昭和七）年七月五日の本会議で、「無料宿泊所建設ノ件」（原案通り可決）をめぐる次田虎雄議員に対しても次のように答弁している。¹¹⁾

従来ノ東田町ニアリマス今宮保護所ハ公園ニ居リマス浮浪ノ人達ガ善良ナル市民諸君ガ公園ニ休養ニ参リマスニ致シマシテモ、其辺ニ話合ツテ居ツタリ寝ソベツテ居ツテ十分ニ公園ト云フモノヲ利用スルコトガ出来ナイ、斯ウシタ人達ヲ今宮保護所ニ收容スルコトガ設立ノ趣意デアッタノデアリマス、従ツテ通常世間デ申スルンペンデアアルノデアリマス、併乍ラ今回ハサウデハナイノデアリマス、即チ身体ガ弱イ或ハ年取ツタ浮浪ノ者モアリマスシ、又習慣的ニ浮浪ニナツタモノモアリマス、又営業トカ自分ノ職業ノ一時ノ蹉跌ノ為ニ一時的ノ労働者ニナツタ者モアリマス、又相当ノ能力ト意思ヲ持ツテ居リマシテモ就業ノ機会ナイ者モアル、詰リ相当ノ能力ヲ持ツテ居リマシテモ仕事ノ機会ノナイ所ノホントノ意味ノ失業者及事業トカ職業ノ蹉跌解雇等ニ依リマシテ仕事シタイケレドモ、一時適當ナル場所ガナイト云フヤウナモノニ対シマシテ收容スルノガ無料宿泊所ニシタ次第デアリマス、ダカラシテ従来東田町ニアリマスヤウナルンペン收容所デハナイノデアリマス、……

従ツテ收容ノ方法ニ対シマシテモ今度ノ分ハ十分ニ其ノ資格ヲ審査致シマシテルンペンデアルトカ或ハ浮浪デアルトカ云フヤウナ者、或ハ身体精神ニ異常ナル保護ヲ要スル者ハ收容シナイ積デアアル、此人間ハ実ニ氣ノ毒ナ失業労働者デアアル、之ニ一定ノ職業ヲ与ヘ或ハ職業教育ヲ施スモノ

又ハ宿泊セシムレバ容易ニ仕事シ得ルモノデアアル、又非常ニ教化ガ早イモノデアルト云フ心ノモノヲ入レタイノデアリマス

あくまでも「社会的な問題」としての失業者は職業を新たに探すか、「職業教育」によって救助することが可能であるという論理である。

そして、その今宮保護所の存在が一九三四（昭和九）年になって住民問題となつた際にも「之ヲ直チニ撤廃スベキカ否カト云フコトニ付キマシテハ若干考慮ノ余地ガアルノデハナイカ」とあくまでもその存在意義を堅持している。

IV 農村社会事業論への適用——厚生事業論への布石

都市大阪における山口の失業問題認識とそれに即して展開される社会事業論は、農村においても適用されていく。それは主として、農村の家内制工業への関心から始まった。「現代家内工業労働の社会的考察」^③では、家内労働への国家公共団体および社会の無関心がひろく存在していることをあげ、その工場数は四万一、〇〇〇あまりで、労働者が約一五万人いると推計し、そうした労働形態が増加している理由は、大工場の手工業者（親方経営）への業務委託化が進んでいるからであつて、その仕組みは永久的な性質へと転換していく、とみる。さらに家内労働の特徴として、間屋型商業資本による統制や親方―下職の分散的経営が存在するからであるとするとする。

家内労働のうち、①都市的性格をもつ内職（請負・委託等下請制・工賃制）に対しては、欠陥の矯正、弊害の防止・救済など消極的保護監督が必要な一方、②農山漁村的性格をもつ副業（自己の損益計算による生産）には、危険の予防や福祉の増進など積極的な将来政策が必要であると説く。そもそも家内労働に従事する人々のうち、世帯主の本業の多くは、工場労働者、日傭労働者、無業者であり、給料生活者、交通労働者、商業労働者、自由業者、小商売人、農民などがこれに次ぐ。そうした世帯主の本業の収入が減少したり、大量に失業者があらわれたり、農業が疲弊し困難な状況に陥ることで、補助的収入が必要となり、労働可能人口の増加へとつながっていくとする。

本来的に低位で劣悪な家内労働が維持されているのは、①多額の資本投資の必要性、②労働者、労働時間の調整の自由度、③格別の訓練を必要としない多くの求職者、④労働保護の制限・負担の必要性、⑤経営管理の経費の必要性などが存在するゆえであり、家内労働法（内職保護法）と労働裁判所法の制定が急務であるとする。

山口は「社会事業の農村的振興」¹⁴において、農村社会の特質として、孤立性、非神経質性、保守性、志向の等質性、独立の自尊性、諦めの念、郷土愛、勤勉節約の良習、ゲマインシャフト的精神、家族的精神、風習の尊重、協同的精神などを挙げている。そして農村における社会事業のあり方として、①全般的な生活改善を主とする積極的防貧施設、②社会施設の形式的整備よりは実質的充実、③歴史的事実と現実的必要を考慮した有効かつ適切な施設、の三つをあげ、救護施設（方面委員など）、失業保護、経済保護、医療保護、児童保護、社会教化の重点化を提唱している。「社会事業の農村的振興は、一に懸つて農村人の自己生活の理解と省察、ことに対する解決の努力と熱意にある……故に農村人はそれぞれ自己の生活をよく理解し反省して自己の^{（マ）}ために自己更正の必要を認識しそれに向つて努力せねばならぬ……それには先づ彼等有力者や指導者を啓発指導することが最も喫緊事とせねばならない」のである。

農村から自立した都市社会事業の実践のためにも、農山漁村経済更生運動と連動して、農村における諸矛盾を是正することは喫緊の課題であったのである。

そして、この頃から山口は、社会事業に関して新たな理念を掲げるようになる。

「理念としての社会事業」¹⁵では、その理念を「概念を止揚して新たに創造される現実的・歴史的・個性的（特殊）な認識」¹⁶だとして「社会事業の理念とは社会事業について特殊性の中に普遍性を持つ体系的認識である。この故に社会事業理念を把握する上に於ては、そこに特に現代的なものとか、特に日本的なものとかを見出すことが出来る」と論じる。また、「社会事業の転回」¹⁶と題する論文の中で、全体主義思想の勃興による、社会事業における都市偏重観および跛行・偏局は是正すべきだと強調する。そのうえで、隣保扶助主義、公的救助義務主義は公的救済の方針であることを前提に「社会連帯主義の社会事業は全体性を高調し¹⁷全体的社会連帯主義的に転向することによつて、こゝにその理論的正常性をつけ加へて一層完成して来たのである」と断言する。

この論理は、都市において可能な社会事業実践を恐慌期の農村においても適用することを当然の前提としており、まさに「社会事業の農村的転回」と位置づけられるものである。

V 小括

前稿に引き続き、本稿で検討した点を以下に纏めておきたい。

山口は、隣保扶助のオルタナティブ（代替装置）として社会事業を合理的に機能させるためには、労働力の保全を基幹とした生活資源の再生産が必要であると認識していた。そして、その具体策として、失業状態にある「無

宿者」や「窮民」の保護を最重要課題として取り組んだ。それは、自ら「社会改良主義」を掲げて、階級対立（資本家と労働者との資本主義機構における対立）を社会政策の実効性によって緩和すべきだと思っていた關一市長とも共鳴していた。

さらにその根底には、共同態（ゲマインシャフト）の回復と隣保扶助という思想が依然として存在していたが、それは、一九三〇年代を経過して総力戦体制期まで貫通していくことになる。

その意味で、前稿でも指摘したように、戦時期厚生事業への思想的転回（全体主義的社会連帯論など）の予兆が既に一九二〇年代後半から三〇年代初頭に伏流しており、厚生事業論が唐突に思想転向として表明されるわけではないことがあらためて確認されたことになる。

以上の簡単な纏めをもって本稿を閉じるが、総力戦体制期における山口の厚生事業論の思想的検討が次の課題となつてゐることを最後に確認しておきたい。

註

- (1) 『関西大学人権問題研究室紀要』第八三号、二〇二二年三月
- (2) 關一 の政治思想と都市政策については、芝村篤樹『関一——都市思想のバイオニア』松籟社、一九八九年、同『日本近代都市の成立——一九二〇・三〇年代の大阪』松籟社、一九九八年、同『都市の近代・大阪の20世紀』松籟社、一九九九年を参照。
- (3) 周知のように、社会学者のアーネスト・バージェスは、「シカゴモデル」を提唱し、都市における五重の同心円構造として、①ループ（中心業務地区）、②推移地帯（安価で劣悪な住宅地）、③労働者居住地帯、④住宅地帯、⑤通勤者地帯で把握し、社会調査をその論理形成の基盤としていた。なお、「シカゴ学派」についての詳細は、松本康『シカゴ学派』の社会学——都市研究と社会学論』有斐閣、二〇二二年を参照。

- (4) 丸善、一九三五年

(5) ただし、山口は、主要な人口論の学説(寺尾琢磨、上田貞次郎、小田橋貞壽、北岡壽逸、カール・マルクス、ロバート・マルサスら)の検討を経た結論として、失業と人口との間には必然的かつ根本的な関係はないものの、人口の顕著な増加は相当程度に失業へ影響を与え、人口増加と失業との関係は日本ではとくに重要性をもつと結論付けている。

(6) すでに大阪では、日本で最初の私立による貧困者の救済施設・大阪自強館が存在していた。日傭労働者街・釜ヶ崎へ通じる紀州街道沿いに一九一二(明治四五)年六月に開設された自強館は、共同宿泊事業をはじめ、築港分館の開設(二三年)、授産事業の開始(一四年)、白米や醬油など生活必需品の実費販売場・分配所の開設(一七)一八年にかけて、市内八ヶ所など事業を拡張していた。さらに、米騒動の発生した一八(大正七)年には第一簡易食堂を開設し、そして昭和恐慌以降の一九三三(昭和八)年には失業者救済授産事業をおこなった(吉村敏男編・刊『大阪自強館の十七年』一九二八年)。

(7) 農山漁村経済更生運動のもとで展開された諸事業については、部落問題とのかかわりで論じた拙稿「部落経済更生運動期の山本正男——協同組合主義を中心に」大阪人権博物館編『近現代の部落問題と山本政夫』解放出版社、二〇〇九年を参照。

(8) 『大阪市会会議録・昭和六年』
(9) 同上

(10) 救護法は周知の通り、一九二九(昭和四)年三月の第五六回帝国議会で可決・成立(法律第三九号)したものの、政権交代などの影響によって民政党政権下の三二(昭和七)年一月によく施行された。同法は、第一条において、その対象を「貧困ノ為生活スルコト能ハザル」者としながらも、具体的には「六十五歳以上ノ老衰者」「十三歳以下ノ幼者」「妊産婦」「不具廃疾、疾病、傷痍其ノ他精神又ハ身体ノ障碍ニ因リ労務ヲ行フニ故障アル者」と限定したため、一般的な失業者は対象から除外された。これに対して、同法の制定に尽力した沼田嘉一郎は、不満をもっていた。この市会での質問者である沼田と救護法との関連については、拙著『近代大阪の部落と寄せ場——都市の周縁社会史』明石書店、二〇一二年を参照。

(11) 『大阪市会会議録・昭和七年』

(12) 一九三四(昭和九)年七月二三日の本会議での「大阪市立西成共同住宅使用条例設定ノ件」(原案通り可決)をめぐる東議員(内容：今宮保護所が付近住民に迷惑を掛けているので廃止する意向はあるか否か)への答弁「大阪市会会議録・昭和九年」。なお、今宮保護所については、大西祥恵「日傭労働者を対象とした戦前の社会事業——今宮保護所を事例として」『経済学雑誌』第一一五巻第三号、二〇一五年二月を参照。

- (13) 『社会政策時報』第一七五号、一九三五年四月
- (14) 『社会事業研究』第三卷第六号、一九三五年六月
- (15) 『社会事業』第一九卷第一〇号、一九三六年一月
- (16) 『社会学』第四号、一九三六年二月